

会 議 名	第三期第 2 回 八王子市動物愛護推進協議会	
日 時	令和元年（2020 年）1 月 22 日（水）午後 2 時 00 分～4 時 00 分	
場 所	八王子市保健所 別館 1 階会議室	
出席者氏名	委 員	飯田公司、尾川幸次、河合博明（座長）、渋谷寛、対馬美香子、冨永律子（50 音順）
	説 明 者	成田梢生活衛生課主任
	事 務 局	原田美江子保健所長、及川憲一生活衛生課長、白井進生活衛生課主査、成田梢生活衛生課主任、山川大介生活衛生課主事
欠 席 者 氏 名	佐々木与志美、塚本富男、丸山総一（副座長）	
議 題	災害時のペット対策について	
公開・非公開の別	「一部非公開」	
傍 聴 人 の 数	なし	
配 付 資 料 名	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 第一期第 3 回八王子市動物愛護推進協議会議事録まとめ</li> <li>2. 台風第 19 号に伴う本市の被災状況等について（10 月 16 日現在）</li> <li>3. 災害時における動物愛護の救護活動に関する協定書（本文）</li> <li>4. 市民向け同行避難マニュアル（案）</li> <li>5. 避難所管理者向け同行避難マニュアル（案）</li> <li>6. 八王子市避難所運営マニュアル</li> <li>7.（環境省作成）人とペットの災害対策ガイドライン</li> <li>8.（環境省作成）ペット防災対策パンフレット</li> <li>9. 市内指定避難所一覧（八王子市地域防災計画より抜粋）</li> </ol> <p>参考資料</p> <p>○第三期八王子市動物愛護推進協議会名簿</p>	

<p>会議の内容 (要旨)</p>	<p>【事務局：成田】 ○傍聴者についての報告（傍聴者なし）</p>
	<p>【事務局：白井】 ○配布資料の確認</p>
	<p>【事務局：成田】 ○本日の議題を変更する旨とその理由について説明 ○資料の説明</p>
	<p>【対馬委員】 資料 2 に八王子市の被災状況が記載されていますが、ペットについては記載がありません。ペットについてはどのような状況だったのでしょうか。これまでもペットの災害対策について議論してきました。犬であれば小型犬か大型犬か、あるいは外飼いか室内飼いか、猫であればどんな猫が、どれくらい避難所に連れて来られるのか、想像でしか議論できませんでした。しかし昨年、台風 19 号に被災し、これは実際に起こった貴重なケースです。このことについて知らない、マニュアルを作るにしてもガイドラインを作るにしても、基礎的な情報が足りません。先ほどの説明でも、避難所に同行避難した方がいたという話がありましたが、実際にどれくらいの方が、あるいは何世帯が、何の動物を何匹連れて何か所に避難したのかという資料はお示しいただけるのでしょうか。</p>
	<p>【事務局：白井】 今把握しているのは、10か所程度の避難所にペットを連れてきた方がいたというのを聞いております。しかし、どの動物が何匹連れてこられたのかはまだ把握できておりません。</p>
<p>【対馬委員】 避難所運営マニュアルにもあるように、避難してきた動物に対しては「同行動物登録カード」を書いてもらうことになっています。これがあれば、どこに何匹連れて来られたかはわかっているはずだと思います。犬の登録数はわかっているかと思いますが、その中で何パーセントの人たちが避難してきたのかというデータは非常に重要だと思います。なぜ集計が行われていないのでしょうか。</p>	
<p>【事務局：白井】 防災課に確認しきれっていないのですが、避難所となる学校を取りまとめ</p>	

ている教育委員会からは10か所程度の避難所に動物を連れて来られたと聞いています。

【河合座長】

今からでも集計することはできるのですか。

【事務局：白井】

今からでも確認はできると思います。

【対馬委員】

これまでも東日本大震災や熊本地震のデータが公表されていると思いますが、飼育されている動物の種類や飼い方は地域によって異なります。他地域のデータは参考にはなりますが、八王子市で災害が起こった時にどうなるかは実際に起こってみないとわかりません。そして今回、残念ながら実際に起こってしまいました。貴重なデータですので、ぜひまとめて、基礎データを提供してほしいと思います。

【飯田委員】

地震の対策は考えられていたけれども、台風によるこれほどの風水害は我々も想定していませんでした。そのことを考えると、現場は相当混乱していたのではないかと思います。データが取れていなかった可能性もあると思います。それを責めるわけではなく、現状こうだったということを次につなげていくべきだと思います。実際にデータが取れていてもとれていなくても、そこにどのような問題があって、なぜできなかったのかというのを掘り下げて調べていただくとありがたいです。

【対馬委員】

良いことも悪いことも検証することが大切です。事実を知ったうえでないと実のある話ができないと思います。

【河合座長】

東京都獣医師会でも防災のマニュアルがあるが、震災を想定したものとなっていて、台風による被害は想定していませんでした。今回、経験したことを検証することは大切だと思います。

また、私の患者さんの中には実際に同行避難した方もいましたが、ほとんどの方は避難所に動物を連れて行ってはいけないと思っています。避難した先で避難所管理者が基本的には動物を受け入れることになっていると思いますが、実際には受け入れを断られてしまった方がいたと聞きました。管理者がきちんと動物の受け入れのことについて把握できていなかったのではないかと思います。動物を受け入れて良いのか悪いのか、受け入れるのであればどこに受け入れるのか、ましてや動物は外での避難を想定したマニュアルなので、あの大雨の中はそれも難しかったのではないかと思います。管理者が受け入れについて理解していないと

混乱が生じてしまいます。避難所によって動物を受け入れたり断られたりと差がありました。しかし、市に聞くと「避難所に動物は連れて行ってよい」と言われます。そのこのところを管理者に周知徹底していくべきだと思います。

【対馬委員】

動物愛護推進員の方から聞いた話では、避難したかったけどどこに避難したらいいかわからなかった、動物を連れていくと迷惑になるから避難しなかった、雨の中動物と一緒に避難したら断られてずぶぬれで帰ったということがあったようです。事故がなかったから良かったものの、もしかすると流されてしまう等、二次災害の危険もありました。

今までは地震を想定していたため、外に動物をつなぐことを想定していましたが、豪雨災害は毎年起こる可能性があり、喫緊の課題だと思います。大雨で避難した時に外にケージを置くかという、飼い主さんはそんなことはしないとします。命を助けるために避難するのに、外でペットを管理して死んでしまったら本末転倒だと思います。「それなら避難所に行かない」と私たちの周りの飼い主さんは言っています。災害の時は早めに避難をという呼びかけと流れが逆になってしまうと思います。どこの避難所なら動物を受け入れてくれるのかを先に示してほしいと思います。これらが、飼い主さんや推進員から出た意見です。

避難所によっては、構造的に動物を受け入れられない、あるいは、近くに病院があって災害時には病院から患者が来る予定なので受け入れられない等も考えられると思います。動物が受け入れられないと初めからわかっているのであれば、そのことを避難所のリストに書いておいてほしいと思います。逆に、屋内の雨風しのげる場所に避難できるスペースがあるなら、ここは同行避難できる場所ですとあらかじめリストアップしてほしいと思います。

【河合座長】

基本的には同行避難はできるのですか。

【事務局：白井】

以前同様の問い合わせがあった際に防災課に確認した時には、商業施設に入っている市民センターは同行避難は NG で、それ以外の避難所は基本的に同行避難可能と聞いています。ただ、最終的には避難所管理者と協議をして決めることになっているため、現実には動物をお断りした避難所もあったと聞いています。

【対馬委員】

最初からここは動物はだめとわかっているのであれば、それをリストに示しておいてほしい、というのが飼い主側の言いたいことです。

環境省も同行避難が原則だと言っていて、原則はどこでも動物と避難できますと言われたら、飼い主もどこでも同行避難できると思ってしまいます。

【河合座長】

小中学校は動物を連れてきて大丈夫ですか。

【事務局：白井】

基本的には問題ありません。ただ、先日の災害時、私も中学校で避難所職員として働く中で、体育館に大勢の方が避難しており、避難者の中には動物アレルギーの人もいるかもしれない状況で、少なくとも体育館の中には動物を入れられないという難しい判断を管理者がされていたのを感じました。私は応援職員として途中から参加し、その時点ですでに動物を連れて避難所に入ることはお断りをしていたのですが、「事前に市の担当部署に連絡をして動物を避難所に連れてきて大丈夫と聞いたから」と、実際に動物を連れてきた方もいて、やむを得ず受け入れた方もいらっしゃいました。

【対馬委員】

マニュアルでは、事前にどこに動物を置くか決めておくとなっていると思いますが、動物の保管場所が屋外とか渡り廊下とかわかっているならば、「うちの子は高齢だから渡り廊下には置けない。だから屋内に避難スペースがある避難所を探そう」と飼い主が判断できます。そしてそこにどうやって行くか自分で先に考えておくことができます。

同行避難がだめなところはだめ、避難できるなら動物を置く場所はどこなのかをしっかりと開示していただければ、飼い主さんは用意ができます。もちろん、置いておく場所を先に決めておけば、今回のように管理者が混乱することもないかと思います。

【河合座長】

今、動物を置く場所は決まっていないのでしょうか。

【事務局：及川】

そうですね。動物を置く場所は現場で管理者と協議して決めることになっています。

【河合座長】

管理者は、学校長ですか、それとも市の職員ですか。

【事務局：及川】

市の職員です。震災の時や水害の時など、そのときどきによって状況が違うため、状況によって現場で判断できるようになっているのが現状です。北野市民センターや南大沢市民センターは商業施設内にあるため、同行避難ができない避難所です。このことについて周知が足りないとい

うのはおっしゃる通りだと思いますので、担当所管と調整し、周知を進めていきたいと思います。

【飯田委員】

事前にボランティア内で意見を募ったところ、動物をどこの避難所に連れて行けばいいかわからないという意見が多かったです。そこからわからないため、それ以上意見の出ようがないという状態でした。地震の時は使えるが、風水害の時は使えない等、整理してもらえたらと思います。また、避難所ごとにどのくらいのキャパシティがあるのかを開示してもらえると、それぞれの飼い主がそれぞれの場所で検討できると思います。

【刈馬委員】

地震は建物が壊れてしまう可能性があり、起こって見ないとわからないですが、風水害では壊れないと思うので、事前に動物の置く場所を設定できると思います。少なくとも動物については、地震の時のマニュアルと、風水害の時のマニュアルと両方作った方が良いと思います。

人の避難所は体育館が武道場になっていますが、避難所管理者用の同行避難のマニュアル案を見ると、動物は教室や渡り廊下等が置き場所の例として示されています。人間も教室を避難場所として使えないものかと思います。教室を使えば、動物を連れている方の部屋、動物の部屋、あるいは動物アレルギーの方の部屋等に分けて使用することができるのではないのでしょうか。アレルギーの人にとっては、「ここは動物が来ず、安心だからここに避難しよう」ということにもつながると思います。「蓋を開けてみないとわかりません」ではなく、動物は避難できるのかできないのか、情報を開示して市民に避難所を選んでもらうのが大切だと思います。

【河合座長】

体育館がすぐにいっぱいになってしまい、いくつかの避難所では教室を臨機応変に使ってもらったということを知りました。そのため、事前に管理者が動物をどこに置くのかをわかっていると対応しやすいと思います。

【事務局：及川】

教室には子供たちの持ち物が置いてあり、防犯上の観点からも検討する必要はあります。

【河合座長】

不特定多数の人が入るため、防犯上難しい面もあります。災害時には犯罪が増える傾向にありますし、自由に開放するのは難しいのかもしれませんが。

【事務局：白井】

私に対応した避難所でも、当初は体育館だけが避難場所だったのですが、すぐに避難者でいっぱいになってしまい、校舎の工作室や廊下を開放したということがありました。しかし、避難所職員の目が行き届かなくなるなど、安全の面でも難しい部分はあると感じました。

【飯田委員】

避難所には学校の教職員も来るのですか。

【事務局：白井】

基本的には市職員が避難所運営の職員として従事します。

【飯田委員】

動線をわかっているのは先生ですし、どこを動物の置き場にしたらよいかを各学校に考えてもらって、それを出してもらうのが効率もよいと思います。

【対馬委員】

体育館にペットを入れられないのはわかります。しかし、教室が使えないとなると、体育館以外に広く使えそうな場所がありません。そうすると、動物は屋外で管理するということになり、飼い主は「じゃあ避難しません」となってしまいます。

【事務局：及川】

今回の台風被害を受けて、どのような課題があったかという調査を防災課が実施しました。その中で動物のことがいくつか書いてありまして、避難所にペットが連れて来られて職員が戸惑っていたのが現状のようです。意見として出ていたのは、皆さん動物をケージに入れて連れてきたようで、ただ動物アレルギーの人がいるかもしれないため、人と同じスペースにはどうしても入れられないということで、例えば機械室や多目的室、廊下、昇降口等で保管したと聞いています。それぞれの避難所の担当者が置き場所はどこがよいかを考えて設置をしたようです。

【対馬委員】

このように今回の台風のことを伺うと、いろんなことが見えてくるので、検証は大事だと思います。先ほど及川課長がおっしゃったように、機械室や多目的室に動物を置いたということがわかると、そういうところに動物を置けるとわかりますし、置き場所はそこでよいのかという建設的な話もできます。外ではなく屋内に置くのであれば、どこに置くのかをあらかじめ決めておけば、これほど混乱せずに済むと思います。それぞれの避難所でどこに動物を置くのかということマニュアルに載せてほしいと思います。そうすれば管理者もわかりやすいと思います。動物アレルギーがある方は、「この避難所は動物が来るから、違う避難

所に避難しよう」と選ぶことができます。また、動物は置けないという避難所もあるかもしれませんが、それはそれでいいのです。置けないことを公開してもらえたらと思います。

【河合座長】

避難所には車で避難はできないでしょうから、なるべく身近な小中学校にしないようになります。また、場所も知っていて迷わず行ける、近くの小中学校に避難するのがよいと思います。

受け入れ可能な頭数が避難所それぞれで違うと思いますから、それを把握することも大切だと思います。飼い主さんは飼い主さんの責任で、災害時にどうするか考えておく必要があるかと思いますが、10匹飼っている人が10匹分を占拠するわけにもなかなかいきません。ある程度避難所での受け入れ頭数を1人何頭までと決めた方がよいのではないかと思います。そうすれば、飼い主の責任でどうすればよいのか考えてくれると思います。

環境省のマニュアルでは主に犬や猫について想定されていますが、例えばカメ等はある程度の期間餌を食べなくても生きていけます。そのため、そのような動物は同行避難せずに家に置いておくようにするといった対策や周知も必要だと思います。エキゾチックアニマル(犬猫以外のペット)を飼っている人は、避難所に連れていけないと事前にわかっていたら、飼い主本人が対策を考えるとと思います。「ペット」と書いてしまうと、鳥やハムスターも含まれると飼い主は思ってしまうと思います。もう少し明確に表記したほうがよいと思います。

【尾川委員】

私もそう思います。

【富永委員】

資料9によると、最大収容面積が書かれていますが、一人当たりどのくらいの面積を使って、最大何人の方が避難できるのかというのは把握されているのですよね。どの程度の災害があった時に、どの地域の方がどの程度避難してくるのかという想定はしているのでしょうか。自宅近くの小学校を確認したのですが、この数の小学校で、避難者が全員避難できるのかと不安になりました。人が収容できなければ、動物も収容できません。どの地域に何人の人が住んでいて、何割の人が避難してきても収容できる、ある程度カバーできる、というのを把握しているのかと疑問に思いました。どうしても人間が優先になるでしょうから、体育館に人が溢れてしまったら、当然動物も入れないのではないかと思います。



【事務局：原田】

全国でも、全員が入れるような避難所は存在しないと思います。状況によって、例えば水害時はその地域の高いマンションに避難するとか、臨機応変な対応が必要だと思います。

【富永委員】

災害時には、前もっていろいろ考えていても、思い通りにいかないことも多いと思います。しかし、ある程度のことを考えておくことも大切だと思います。

【飯田委員】

八王子市民 56 万人を収容することは無理だと思います。また、この地域の人はこの避難所に避難してくださいとも言えない現状もわかります。環境省のガイドラインでは、自助、共助、公助のことが書かれています。その中でも災害時には自助が基本と書かれています。そのため、八王子市のガイドラインでも、まずは飼い主の自助が大前提ということ意識づけたうえで、情報を示していくべきだと思います。

今は SNS もありますので、そのようなものを活用して、「この避難所では動物受け入れています」等の情報を出せる仕組みを作ることも大切です。自助のために必要な情報を提供できるようにしてもらいたいと思います。

【河合座長】

今回は前もって台風が来るとわかっていたため、事前に病院に薬や療法食を取りに来たり、遠くの親戚の所に行ったりなど、考えて行動していた飼い主さんも多くいました。ペットも家族なので、なんとかしなきゃと飼い主さんも思います。この避難所は何頭くらい避難できるのかということがわかると、それに合わせて飼い主さんも動けると思います。

【渋谷委員】

法律との絡みはそれほどないと思いますが、災害に対して未知の部分がありますし、それに対してどれだけ予測し、対処できるかという問題になると思います。今回の台風の事例があるので、ぜひそれを参考にして次に活かしていただきたいと思います。

資料 9 に避難所の電話番号が書いてありますが、ここに電話で問い合わせたら、その避難所で動物がどのように取り扱われるのかという情報は得られるのでしょうか。

【事務局：原田】

これから調整していきたいと思います。

【尾川委員】

今回、36 か所の避難所が開設されたとありますが、災害対策本部は開

設する避難所をどのように決めるのですか。大地震が起き、八王子市が壊滅的な被害を受ければ自動的に全ての避難所が開設されるのかもしれませんが。水害であれば、河川の氾濫が想定される区域の周辺で、水が来ないところが開設されるのだらうと思います。

先ほどから、どここの避難所にはペットを連れてきて大丈夫と決めておくべきという意見が出ていまして、確かに事前にどこに同行避難できるのかを決められれば、それに越したことはありません。しかし、それは困難だと思います。人だけでも混乱してしまうのに動物のことはなおさらです。また、この避難所しか動物は避難できないと公表するのは、行政としてつらい面もあると思います。その難しさを、どう折り合いを付けるかが大切だと思います。

もう一つは、先ほど対馬委員から、避難所に動物を連れて行ったけれども断られて連れて帰ったという話がありましたが、そのような現状を対馬委員やその本人からよく聞いて、把握することが必要だと思います。そして、それを防災課や管理者と話し合うことで対応策がより明確になると思います。

【飯田委員】

実際に災害が起こった時、時間との戦いになると思います。動物のことでだけでなく、高齢者等、いろいろな人の対応も必要になってきます。その中で、電話で1対1で対応しても、その相手にしか情報が伝わりません。それよりも、ブロードキャスト型で、より広く情報を発信し、皆が情報を受け取ることができるようにすべきだと思います。インターネット上には、不確かな情報もたくさんあるため、行政がきちんとした情報源として「この避難所は動物でいっぱいになってしまいました」等を発信できれば、多数の人たちがその情報を受け取ることができます。このようなITを活用した情報発信も有効だと思います。

【河合座長】

今回の台風では、市のホームページがダウンしてアクセスできず、放送も雨風の音で聞こえませんでした。ネットの噂はいいかげんなものもあるので、やはり市から発信する情報の正確性はありがたいです。今回は自分の地域の情報をホームページで見ようと思ってもなかなか見られませんでした。そこはすでに問題として挙がっているでしょうから、改善されることと思います。

【対馬委員】

資料を用意したので配布します。

○資料配布

【対馬委員】

今回、防災無線は雨でほとんど聞こえず、また自宅近くの谷地川も氾濫水域に近かったため、facebook や twitter、市のホームページ等、ネットで情報を集めていました。しかし、ペットの情報は一切流れていませんでした。あの時は広域に被害がありましたので、八王子市ではなく、さいたま市や千葉市の情報が入ってきました。千葉市のホームページでは、「中央区ではここ、花見川区ではこの避難所が動物を連れていきます」ということをこの資料のようにホームページに当日掲載していました。ちゃんと注意事項も書いてありました。資料の左側はさいたま市の広報なのですが、「ペットを連れて避難所に向かってください」と書いてあります。また、ペットと飼い主は別の区画になるとか、キャリーバッグに入れてきてとか、ペットの食料や医薬品は持ってきてといったことも書かれています。こういう情報が災害時には必要です。八王子の情報を探しましたが全然見当たらず、他市の情報ばかり知ることになってしまいました。このような形で、ペットに関する情報も発信してもらえたらと思います。

【飯田委員】

私も効率的だと思います。

【対馬委員】

動物を連れていける避難所はここと指定してもらえれば、飼い主さんはそこに行きます。

先ほど自助の話がありましたが、飼い主はきちんと備えていて、ギリギリにならないと動きません。遠くの友人のところへ避難したり、あるいはマンションであれば高い部屋に垂直避難させてもらったり、いろんなことをやってもらっています。しかし、最後の最後にどうしようもなくなって、避難するのです。高齢者のようにあらかじめ避難しておこうという飼い主さんは少ないと思います。最後の命の綱として避難所に行くので、そこで断られることがないようにというのが切なる願いです。

最初にどのくらいの数の犬が避難したのかと伺ったのは、3732 世帯が今回実際に避難して、そのうち何世帯がペットを連れてきたのかを知りたかったからです。飼育率は20%と言われており、普通に考えると5世帯に1匹はペットを連れてきてもおかしくはないのですが、おそらく連れて来られた数はもっと少なかったと思います。地震は別として、あらかじめ来ることがわかっている災害では、飼い主の自助を基本としてもらって、最後の最後に避難所で断られたということがないようにしていただきたいと思います。

【飯田委員】

動物の避難情報を市としてメールで流す場合は、保健所での運用はできないのですか。

【事務局：及川】

勝手に保健所だけではメールを配信することはできません。あらかじめ準備をし、それを流すことはできます。

【飯田委員】

我々市民は災害が来ているその時に情報が必要なので、こちらもここから情報が流れてくるというのをあらかじめ知っておかないとそこで混乱をきたしますし効率も悪いです。災害時はこういうところから情報が流れますということを周知していただければと思います。

【事務局：及川】

千葉市のように、避難する前の注意事項を平時から載せることはできると思います。

【飯田委員】

平時からコミュニケーションツールとして利用できると思いますので、平時には及川課長がおっしゃったように使ってもらって、有事にはそこに情報を流してもらうようにしてもらえたらと思います。

【対馬委員】

千葉市もさいたま市も、平時から用意していたと思います。前々から文面を作っておいて、それを載せたのだと思います。ぜひ準備をしてほしいと思います。

それから、災害時の推進員の役割についてなのですが、飯田委員がおっしゃったように、災害時には様々な情報が流れます。推進員としては、情報を飼い主さんに広げていきたいのですが、中にはフェイクニュースもあり、それを拡散してしまったら大変なことになります。しかし、市の twitter や facebook の情報なら安心して広めることができます。ですから、そういう時こそ推進員を活用していただき、情報を流してもらえれば、あとは飼い主さんたちが情報を広めていきます。市から一人ひとりの飼い主さんに情報を伝えるのは大変ですが、きちんとして情報を推進員に伝えていただければ、そこから広く発信していくこともできます。そういった意味で、推進員をどんどん活用していただければと思います。

【尾川委員】

市の防災課が発信している、防災メールというものがあります。今回の災害でもどこの避難所が開設した等の情報が逐一届いており、有用に感じました。

今回のような豪雨災害は、事前にある程度予想できますが、これからも起こりうるのだと思います。だとすると、今回被害があった場所と同じ場所に被害が起き、今回開設した 36 か所の避難所と同じような場所の避難所がまた開設されるだろうと思います。そのため、管理者と防災課と保健所が一緒になって話し、動物の受け入れが可能かどうか、調整をしていただけたらと思います。そして、動物を連れて行ける避難所として避難所リストに※印等をつけてもらい、※印がついているところはキャバがあれば動物と避難できるというような表示にもらえるれば、多少の改善につながると思います。

【河合座長】

ガイドライン案やマニュアル案について何かご意見はありますでしょうか。

【飯田委員】

事前に拝読して、このようなマニュアルを作っていただいていると嬉しいと感じました。率直な意見として、何をどうしたらよいか、直感的にわかるものがよいと思います。今のままでは読み込まないとわかりにくいと思います。参考で、町田動物愛護の会という団体が主体となって、獣医師会が監修し町田市保健所も協力して作成したパンフレットがあります。この中に、発災時から 1 週間分のフロー図があります。これを見ると、自分の生活に当てはめながら読むので、わかりやすいと思います。このような工夫があるとさらに良いものになると思います。

【刈馬委員】

そのフロー図はこの前環境省が出した災害のパンフレットから引用したものだと思います。

【飯田委員】

引用元が環境省パンフレットと書いてあるので、そうですね。

【刈馬委員】

あれは大変参考になると思います。

【渋谷委員】

環境省が、先日の動物愛護法改正を受けて、動物愛護管理基本指針を作り直していると思いますので、それも参考にいただけたらと思います。

【飯田委員】

環境省のフロー図を元に、八王子の特徴を加味して、獣医師会さんとも議論をしていくとより良いものができると思います。

【刈馬委員】

環境省が同行避難を推進しているので、これからは「避難するときは動

物も一緒に」という流れになると思います。それなのに八王子市では「動物は入れません」ということになると、問題になってしまうと思います。また、地震の時と、豪雨で一部の地域だけが被害を受けた時とでは、動物の受け入れ方は変わってくると思います。そのため、マニュアルを分けて記載すべきだと思います。管理者用のマニュアル案では、動物は外で管理する等、地震を想定したものになっています。今回のように、大雨では外で動物を管理できないことがわかりましたので、地震の時と大雨の時とで分けて考えるべきだと思います。管理者も、ペットについて全く知らない方もいると思います。避難所で受け入れるペットは何なのか、鳥とかワニとか連れてきても受け入れなければいけないのかという話になってしまいます。動物のことについて知っている人にとっては当たり前と思うことも、記載していただければと思います。

ちなみに、管理者用マニュアル案の 7 ページにある、荷造りひもを首輪やリードとして使うというところについてですが、すぐにちぎれてしまうと思います。犬だったら簡単に噛みちぎってしまうと思うので、現実的ではありません。

あと、管理者用マニュアル案にも市民用ガイドライン案にも、補助犬のことが書いてありません。補助犬はペットとは扱いが異なり、飼い主さんの目となり耳となるものです。何も知らない管理者が犬だからと断ることがあってはいけません。補助犬はペットとは扱いが異なることもぜひマニュアルに入れていただきたいと思います。

【河合座長】

災害時には飼い主さんの自助が基本だということを周知徹底していかないといけないと思います。ペットショップで購入する際や、集合注射の際に、災害に備えて飼い主が用意すべきことや物を書いたチラシ等を配布するのもよいのではないかと思います。

【飯田委員】

ケージは各避難所に用意しているのかと思いますが、数に限りがあることだと思います。猫は避難するときにキャリーバッグに入れて連れてくることが多いと思いますが、猫はケージがないと排泄等が不便です。そのため、同行避難時にはこういうものを持参してくださいと周知すべきだと思います。このようなケージがあること自体、知らない飼い主も多いと思います。

【刈馬委員】

実際にどのような状態で避難してきたのかが知りたいですね。

【事務局：白井】

私が従事した避難所では、キャリーバッグで猫を連れて来られて、他の

方からは見えないよう毛布で包んでいました。体育館には入らないところに置きましたが、子供が興味を持ち始めたため、場所を動かしました。校舎が開いたときに、校舎の廊下の方に場所を移して保管していただきました。

お話のあったケージについては、市内 136 の避難所に 3 つずつケージを配備しています。しかしこれは同行避難してきた動物のためのものではなく、逸走犬用のものです。避難してきた動物については、飼い主にケージ等を持ってきてもらうのが原則です。

【刈馬委員】

ケージが避難所にあるものと思っている飼い主もいるかもしれません。ケージは避難時に必ず持ってきてとガイドラインに書くべきだと思います。

【飯田委員】

八王子市でできることはこれです、できないことはこれですと言ってもらった方がありがたいです。

【刈馬委員】

中には、「何でケージがないんだ」と言う方もいらっしゃるかもしれませんが、多くの飼い主さんは、そう言ってもらえば自分でケージを用意すると思います。情報がいいことの方が、飼い主さんは何を留意したらよいか、何をしたらよいかかわからなくなってしまいます。

【事務局：及川】

市広報でも、動物愛護週間特集号というのを発行し、災害に備えて飼い主が用意しておくべきことを記載していますが、もっとわかりやすく活用していけたらと思います。一番市民の方の目に入りやすいのは広報だと思いますので。

【刈馬委員】

市の twitter や防災メールも活用していただきたいと思います。日ごろから、「避難時はケージを持参してください」ということを目に付くように発信していただけたらと思います。広報は年 1 回なので、日常的に目につくようにしていただけたらと思います。

【飯田委員】

我々ボランティア団体が重要だと感じていることが、我々は普段からケージを使用しているのですが、猫は逃げてしまうと家の中でも捕まえるのが難しいです。そのため、普段から、避難を想定してケージ内で餌を与え、ケージに慣れさせるということも周知していただけたらと思います。動物愛護推進員さんや獣医師会さんからもいろんなアイデアをいただいて。

【河合座長】

ボランティア団体や動物愛護推進員と協力するうえで、どのような体制づくりが必要か、ご意見をいただけたらと思います。

【対馬委員】

日常的には、啓発として情報を発信することができると思います。災害時には、推進員も被災者となりますので、自分が避難した先で動物の相談に乗ったりすることができると思います。災害時の協力も推進員の役割に定められていますので、できる限り協力したいと思います。3年前の協議会でも申し上げましたが、いきなり避難所に行って「私推進員です」と言っても、管理者からすると「あなたは誰ですか」となってしまう。そのため、事前に避難所管理者と顔合わせの場を設けていただければと思います。また、獣医師会の先生も、災害時には避難所で役割を担うと思いますので、獣医師会と管理者とのコミュニケーションを取る場も作っていただけたらと思います。

【河合座長】

東日本大震災の際には、ボランティア団体によってやり方が違うことが問題になりました。そのため、指揮系統を統一する必要があります。災害時には自分も被災しているため、すぐに動けないかもしれませんが。

【富永委員】

市と獣医師会との協定の中に、獣医師会の行う救護活動の一つとして、動物の死亡の確認というのがありますが、死体のその後の処理はどのようにしたら良いのでしょうか。

【河合座長】

この協定は、市と獣医師会の協力体制の協定で、必ずしも全て獣医師会がやらないといけないというものではありません。

【事務局：白井】

要請の手続きをしたうえで、こちらから書面で要請をして協力していただく形となります。ただし、緊急の場合は口頭や電話の場合もあります。確かに、救護活動の中に死亡の確認という項目がありますが、死亡した動物のその後をどのようにしたら良いかということですね。

【富永委員】

飼い主さんがわかっていたら良いのですが、飼い主さんがわからない場合、その動物の特徴を記録しておくのはもちろんですが、腐敗が進んでくるとそのままにしておくこともできません。飼い主さんがいるであろう動物で、保健所に問い合わせても飼い主さんが判明しない場合、どのようにしたら良いのでしょうか。



【事務局：白井】

最終的には通常の動物の死体の回収の流れに乗るのだと思います。通常、路上で動物の死体がある場合は、清掃事業所への連絡をお願いしています。そのため、清掃事業所に連絡して、回収に来てもらう形になると思います。

【事務局：及川】

飼い主さんがいると思われる犬については、公示を行い、飼い主さんを探します。

【渋谷委員】

動物愛護管理法第 35 条では、自治体は動物を収容する規定がありますので、動物が死亡した場合には自治体が収容する活動の一環として処理されるのだと思います。通常は、逃げ出した犬を行政が捕まえるのですが、死亡していた場合も、通常の流れに乗るのだと思います。

【事務局：及川】

市が勝手に死体を処理してしまうと、飼い主さんの感情的なものもあると思います。動物は法律上は拾得物として扱いますので。

【富永委員】

拾得物を勝手に処分することはできないはずですが、飼い主が一定期間現れなかったときに、手続きをすることで自分のものになります。先日ウサギが捨てられていたことがあり、その手順を踏みました。しかし、死体の場合には拾得物にはならないのではないかと思いますので、どうなのでしょう。

【渋谷委員】

警察に届け出て、警察が拾得物として扱えば拾得物となりますが、行政に持ってきたからといって、3 か月待てば所有権が移るかというところではありません。行政に連れて来られて飼い主が現れなかった場合、その所有権がどうなるのかは曖昧な部分があります。死んでしまった場合は、行政としては、写真を撮る等データを残して、あとは処分するかどうしようもないと思います。

【富永委員】

何日間保管するかは決まっていないのですか。

【渋谷委員】

動物愛護管理法 35 条には、収容した後何日保管するかは書かれていません。行政の裁量に任されている部分が大いだと思います。

【対馬委員】

市が収容した負傷動物ですと、動物愛護法第 35 条、36 条に基づいて市が扱いを決めるとは思いますが、誰かが連れてきた動物がその場で死ん

でしたら場合、避難所に連れて来られた時点で 35 条の収容に該当するかどうか、整頓しておくべきだと思います。

【飯田委員】

ワークショップのようなことを実施し、発災時からどのようなことが起こりうるのか、思いつくことをポストイットに書き出して深掘りすべきだと思います。そのように、想定し検討する場を作ると、より良いものができると思います。防災課等、いろんな部署に波及する話だと思いますので、関係部署とワークショップを実施して問題点を洗い出すと良いと思います。

【対馬委員】

NPO 団体の中には、防災ボランティア育成のためにそのようなワークショップを行っているところもたくさんありますので、市の職員の方々も参加してみると非常に参考になると思います。

ボランティアや愛護団体が犬を避難所に連れていくという話がありましたが、長期に渡る場合、八王子市では動物救護本部が立ち上がるのでしょうか。もし立ち上がるのであれば、外から大きなボランティア団体が来た際に、避難所ではなく、動物救護本部がボランティアの指揮をする方が良いと思います。

【事務局：及川】

動物救護本部については、防災のマニュアルを見た限りでは記載はなかったと思います。

【対馬委員】

熊本地震の時には動物救護本部はできなくて、環境省がいろいろとやったと思います。東日本大震災の時には、福島県動物救護対策本部が設置されたと思います。もし八王子市でも対策本部を作れるのであれば、獣医師会さん等を入れていただいて、市外からの大きなボランティア団体の玄関口にするのが良いと思います。その方が混乱しないと思います。「どの避難所でフードが足りていない」「ケージが足りていない」となった時に、対策本部が情報を吸い上げて指示をできるようにするべきだと思います。人の対策本部では人のことで精いっぱいだと思いますので、ペットのことは、今までの災害で立ち上がった動物救護対策本部のようなところが采配を振るう方が良いと思います。そこで、ボランティアをどのように活用していくかを考える方が現実的だと思います。

【飯田委員】

ボランティアに裁量を与えるよりも、「こういうことをしてください」とお願いする方がトラブルは少ないと思います。

	<p>【河合座長】 逆に行政としてはボランティアの方にどこまでやってほしいですか。</p> <p>【事務局：白井】 まだそこまでは想定できていません。</p> <p>【対馬委員】 台風第 19 号の時はどのようにしてほしいのでしょうか。</p> <p>【事務局：白井】 台風 19 号の時には、当日の夜には避難所から自宅に帰る人もいましたが、地震等で避難が長期化した時の視点も必要だと感じました。</p> <p>【尾川委員】 環境省のガイドラインでは、平時から動物救護対策本部の構成団体等について検討することを記載しています。ガイドラインの 42 ページの下部には、「災害が発生した際には、(中略)自治体は現地動物救護本部の設置の要否を判断する」とあり、それなりの準備をしておかなければいけないと思います。</p> <p>【対馬委員】 大規模地震では東京都が救護本部を作ると思いますが、八王子市だけに被害があるような場合には、東京都は救護本部は立ち上げないと思います。そのため、八王子市として動物救護本部を作るべきだと思います。都道府県じゃないと作ってはいけないというわけではなく、小さな市町村でも作ってもよいものです。ましてや八王子は決して小さくはありませんから、八王子市独自でも、動物救護本部を設置していただきたいと思います。</p> <p>【河合座長】 そろそろお時間ですので、皆さまよろしいでしょうか。それでは、本日のまとめをしたいと思います。事務局から確認をお願いいたします。</p> <p>【事務局：成田】 本日は貴重なご意見をたくさんいただきありがとうございました。いただいたご意見についてですが、まずは、台風第 19 号の被災状況について、ペットについても早急に把握と検証を行うことについてご意見をいただきました。早急に検証を行って参りたいと思います。そのほかに、SNS 等を利用したリアルタイムでの情報発信、避難所のキャパシティ等の情報を事前に把握し、日ごろからその情報を出していくこと、動物救護本部の設置の検討等についてご意見をいただきました。これらについて、検討を進めていきたいと思います。</p> <p>【河合座長】 それでは本日の協議会を終了します。皆様ありがとうございました。</p>
--	--

会議録署名人

令和2年 3 月 18 日 署名

飯田 公詞